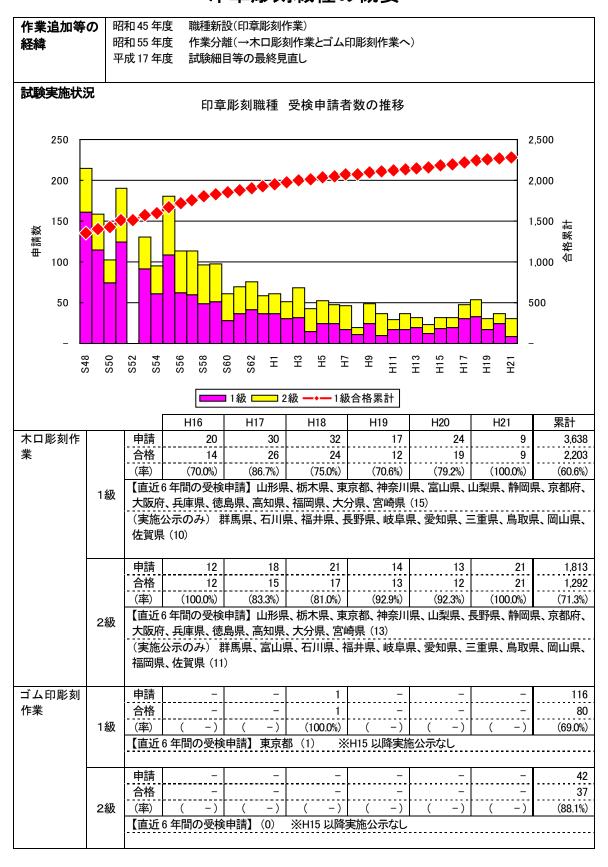
印章彫刻職種の概要



- 1 印章彫刻1級技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
- (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 印章彫刻の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
- (2) 試験科目及びその範囲表1の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目 表1の右欄のとおりである。

表 1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 印章一般	
印章の意義	印章の意義及び重要性について、詳細な知識を有すること。
印章の歴史	1 印章の起源について、一般的な知識を有すること。
	2 日本の印章の歴史について、一般的な知識を有すること。
印章の種類及び用途	1 実印、銀行印、認印、訂正印、角印(官公印、社印及び蔵書印)、
	割印、役職印及び落款印の用途について、一般的な知識を有する
	こと。
	2 手形印、小切手印、住所印、日付印等のゴム印及び浸透印の種
	類と用途について、一般的な知識を有すること。
	3 鋳造等ゴム印について、一般的な知識を有すること。
印章に関する法令	- 印章に関する法令について、一般的な知識を有すること。
2 印章彫刻法一般	
印稿及び判下揮ごう	1 印稿及び判下の書体について、詳細な知識を有すること。
	2 筆、墨等の印稿及び判下の作業用具及び材料について、一般的
	な知識を有すること。
彫刻法の種類及び特徴	彫刻法の種類及び特徴について、詳細な知識を有すること。
3 印章文字	
文字の歴史	1 文字の起源及び変遷について、一般的な知識を有すること。
	2 六書について、一般的な知識を有すること。
印章文字の書体	次に掲げる印章文字の書体について、詳細な知識を有すること。
	(1) 篆書 (2) 隷書 (3) 楷書
	(4) 行 書 (5) 草 書 (6) 古印体
	(7) 明朝体 (8) ゴシック体 (9) その他
4 材 料	
印材の種類、特徴、鑑別活	次に掲げる印材の種類、特徴、鑑別法及び用途について、詳細な
及び用途	知識を有すること。
	(1) 象 牙 (2) 牛角(うしのつの) (3) 柘

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
印章附属品の種類及び用途	(4) 合成印材 (5) 石印材 (6) ゴム板 (7) その他 次に掲げる印章附属品の種類及び用途について、一般的な知識を 有すること。 (1) 印 肉 (2) スタンプ台 (3) 印章ケース
5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知 識	(4) その他1 印章彫刻作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について、 詳細な知識を有すること。(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取
	扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印章彫刻作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び
	予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印章彫刻作業に関する安全又は衛生のために必要な事
6 前各号に掲げる科目のほか、	項 2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係法令のうち印章彫刻 に関する部分について、詳細な知識を有すること。
次に掲げる科目のうち、受検者 が選択するいずれか一の科目 イ 木口彫刻法	
木口彫刻用具の種類及び 用途	木口彫刻用具の種類、用途及び各部の名称について、詳細な知識 を有すること。
字入れの方法	次に掲げる字入れ作業について、詳細な知識を有すること。 (1) 印稿の書き方 (2) 配字の方法 (3) 転写の方法 (4) 文字と枠との対比 (5) 文字数と行数の字割りの方法 (6) 廻文の字割りの方法
木口彫刻の方法	次に掲げる木口彫刻の作業について、詳細な知識を有すること。 (1) 印面調整の方法 (2) 印刀の刃付け方法 (3) 荒彫り作業の方法 (4) 仕上げ作業の方法 (5) 印影の撮り方及び印矩と印 褥 の使用方法

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
ローゴム印彫刻法	
ゴム印彫刻用具の種類及	 ゴム印彫刻用具の種類、用途及び各部の名称について、詳細な知
び用途	識を有すること。
判下作業の方法	次に掲げる判下作業について、詳細な知識を有すること。
	(1) 判下の字割りの方法 (2) 判下の揮ごうの方法
ゴム印彫刻の方法	次に掲げるゴム印彫刻作業について、詳細な知識を有すること。
	(1) ゴム板の磨き方法 (2) ゴム刀の刃付け方法
	(3) 判下の転写方法 (4) 切廻し及びさらい刀の使用方法
	(5) 押し型の撮り方
実 技 試 験	
次の各号に掲げる科目のうち、	
受検者が選択するいずれか一の科	
目	
1 木口彫刻作業	
字入れ	字入れができること。
木口彫刻	木口彫刻に関し、次に掲げる作業ができること。
	(1) 印刀の刃付け (2) 荒彫り (3) 仕上げ
判下作業	判下の製作ができること。
2 ゴム印彫刻作業	
判下作業	判下の製作ができること。
ゴム印彫刻	ゴム印彫刻に関し、次に掲げる作業ができること。
	(1) ゴム刀の刃付け (2) 判下の転写 (3) ゴム印彫刻